

上記の議案を提出する。

福岡市長 高 島 宗 一 郎

本件は、福岡高等裁判所に係属中の下水道築造工事に係る損害賠償等請求控訴事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

次のように訴訟上の和解をする。

### 損害賠償等請求控訴事件

### 3 和解条項

- (1) 本市は、相手方らに対し、本市が発注した鳥飼2号幹線(2)築造工事（以下「本件工事」という。）によって相手方らに生じた損失についての損失補償として、金3,749,474円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方らに対し、前号の金員を、相手方らが指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 相手方らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- (4) 相手方ら及び本市は、相手方らと本市の間には、本件に関し、本和解条項に定める

もののほか、債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて各自の負担とする。

#### 4 事件の概要

(1) 平成19年3月26日、本市は訴外浅沼・不動テトラ・大島建設工事共同企業体（平成21年11月10日以降は浅沼・不動テトラ建設工事共同企業体（以下「本件共同企業体」という。））との間で本件工事について請負契約を締結し、同年12月28日、本件共同企業体は本件工事を完了した。

(2) 平成19年12月24日、本市は、相手方から本件工事により相手方所有の建物（以下「本件建物」という。）が損傷したとの申出を受けたため、相手方との間で損失補償についての協議を開始したが、合意するには至らなかった。

(3) 令和3年10月7日、相手方は、本件共同企業体の代表者である株式会社浅沼組及び本市が本件建物に被害を及ぼさない工法を選択すべき義務を怠ったこと等を理由に、株式会社浅沼組及び本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金20,430,000円の損害を連帯して賠償するよう求める訴えを提起した。

(4) 本市は、本件建物の損傷は、適法な公共工事の施工に伴い不可避免的に生じたものであることを理由に応訴し、損失補償の額は金3,749,474円であることを主張した。

(5) 令和6年6月14日、福岡地方裁判所は、相手方の請求を棄却するとの判決を言い渡した。

(6) 令和6年6月27日、相手方は、原判決に不服があるとして、本市を被控訴人として、福岡高等裁判所に対し、金10,220,000円の損害賠償を求める控訴を提起するとともに、同年8月27日、請求原因として損失補償請求を予備的に追加する訴えの変更を行った。

(7) 本市は、第1審と同様に応訴していたが、令和7年3月25日、福岡高等裁判所から和解勧告があった。

(8) 本市としては、和解勧告の内容が本市の主張に沿ったものであること、事件の早期解決が図られることその他の事情を勘案して、当該和解勧告に応じるものである。